

# サービス利用の流れ② 要介護認定の手順



介護サービス、介護予防サービスを利用するには「要介護認定」を受けて、介護や支援が必要であると認定を受ける必要があります。  
「要介護認定」では、どれくらい介護保険サービスが必要かなどを判断します。

サービス利用の手順

サービス利用の手順

## 1 申請する

申請の窓口は境町役場介護福祉課です。申請は、本人のほか家族でもできます。  
次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含む)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設



### 申請に必要なもの

- 申請書  
境町役場介護福祉課の窓口に置いてあります。
- 介護保険証 (▶ P.12参照)
- 健康保険の保険証



申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。  
かかりつけの医師がいる方は、確認しておきましょう。

## 2 要介護認定

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

### 訪問調査

町の担当職員または町が委託する認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。  
(▶ P.13参照)

### 主治医の意見書

町の依頼により主治医が意見書を作成します。

### 一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。



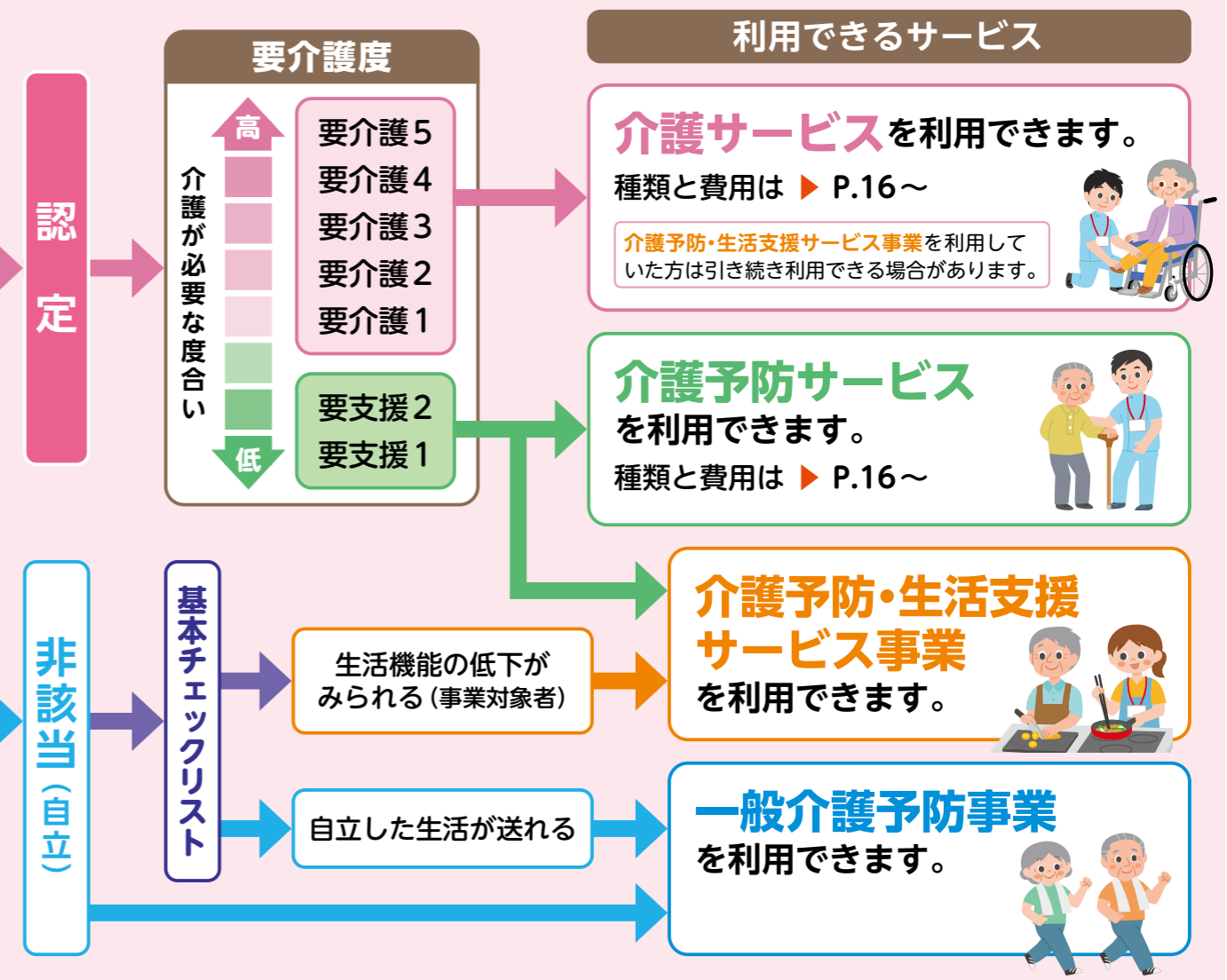
### 二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査・判定します。



## 3 結果の通知

結果の通知は申請から原則30日以内に届きます。  
「要介護」と認定された方は「介護サービス」を、「要支援」と認定された方は「介護予防サービス」、「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。



認定には有効期間があります

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険証に記載されます。  
有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください(介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の変更を申請してください)。

引き続き利用するには「更新申請」が必要です。

